

令和7年度 第3回 尼崎市地域包括支援センター運営部会 会議録

1 日 時 令和8年2月6日（金）午後2時～午後4時

2 場 所 尼崎市役所 本庁北館4階 4-1 会議室

3 議 題

(1) 令和6年4月1日施行 介護保険法改正等について

- ・ 介護予防支援の指定対象の拡大
- ・ 職員配置における3職種の常勤換算方法の導入について
- ・ 主任介護支援専門員の資格要件の緩和について

(2) 令和8年度 運営方針について

(3) 令和8年度 研修計画について

(4) 令和8年度 契約事務（業務委託契約書・仕様書・実施要綱等）について

(5) 地域包括支援センター運営評価について

(6) その他協議事項

- ・ 窓口・電話受付時間の短縮について

4 出席委員等

(1) 出席委員 梅谷部会長、朝田副部会長、金光委員、佐瀬委員、坪田委員、寺本委員、濱野委員、
東根委員、松永委員、丸本委員、森嶋委員

(2) 市 職 員 福祉部長、介護保険事業担当課長、南部地域保健課長、包括支援担当課長、
事務局職員9名

(3) 傍 聴 者 6名

5 議事等

事務局	開会の挨拶 資料の確認
部会長	それでは議題に入らせていただきます。 (1)「令和6年4月1日施行 介護保険法改正等について」、事務局からお願いします。
事務局	(1)「令和6年4月1日施行 介護保険法改正等について」を説明
部会長	委員の皆様から、ご意見・ご質問がございましたらお願いします。 (委員からの発言なし) 資料2の「3 主任介護支援専門員の資格要件の緩和」について、市への協議は2件あったが実務要件に該当しないとは、「介護支援専門員として従事（専任か否かは問わない。）した期間が通算5年以上ある」という要件を満たしていないということでしょうか。
事務局	お見込みのとおりです。
部会長	わかりました。では、資料2の「2 センター職員配置における3職種の常勤換算方法の導入」について、欠員が2名出ているということですが、職員募集を行い、欠員が生じないようにするなどといった市の対応状況はいかがでしょうか。
事務局	地域包括センターの欠員への対応として、定期的に地域包括支援センターの欠員に対する職員の募集状況を集約し、市のホームページに掲載しております。しかし、職員募集は行っていますが、市の担当部署も含め、主任介護支援専門員や保健師の任用が難しい状況です。人材確保にあたり、よい方法がありましたら、ぜひご意見をいただきたいと思っております。
部会長	地域包括支援センターの2名の欠員に関して、常勤換算の活用について市への協議はないとのことですが、常勤換算については地域包括支援センターの各法人も十分承知されているということですのでよろしいでしょうか。
事務局	年に2回開催している地域包括支援センター運営法人と行政との協議連絡会議の場で、毎回必ず常勤換算や職員の任用状況について協議させていただいております。
部会長	わかりました。記載のとおり、原則は常勤専従ということですが、欠員が続くことはサービスの質にも関わってきますので、引き続き常勤換算について、各法人への周

	知をお願いします。 その他、委員の皆様から、ご意見・ご質問がございましたらお願いします。
副部会長	ケアマネジャーという職種ができた頃に1期生だった方の高齢化が進み、全国的にも次々と退職されています。今後、ケアマネジャーが増えていくことはなく、このまま減っていくと将来的にどうなっていくのかと思います。ケアマネジャーの人員確保は死活問題であり、報酬の面などの根本的な問題はありますが、他の市町村から尼崎市の事業所に雇用された場合の支度費を見据えた予算の確保などを検討しておかないと、特に尼崎市は深刻な状況に陥ると思います。市として、早めに人員確保の手立てを整えていただければと思います。
事務局	ケアマネジャーの不足につきましては、ケアマネジャーにかかる3団体と協議する中でも非常に危機感を持っているところです。一方で、まだケアマネジャーの数は増加しており、サービスの利用者に対応できる人数は確保されているとの数値が出ています。しかし、数値を鵜呑みにするのではなく、現在、第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に向けた事業者向けのアンケート調査を実施させていただく中で、解決策の糸口を得られればと考えております。これらの状況をみながら、次期計画の策定において、支援策を検討していきたいと考えております。
部会長	その他、委員の皆様から、いかがでしょうか。
委員	個人的な話で申し訳ありませんが、親族が昨年介護認定を受けて、ケアマネジャーによる支援を受けるようになりました。担当された方の個人的なご事情はあったと思われませんが、この1年間でケアマネジャーが3回ほど変更になりました。支援をお願いしている立場からすると、人間関係がようやくできたところで変わられてしまうのは、非常に残念に思うところがあります。今、委員がおっしゃったように、今後、介護サービスを必要とする方が増えていく中で、ケアマネジャーの人員確保は大きな問題であると思います。先ほどの説明で、市のホームページで職員募集を行っているとのことでしたが、市報にケアマネジャーの募集を掲載していただくことも一つかと思っています。
事務局	市の担当部署における欠員に関しましては、市報やハローワークの求人に掲載させていただいております。地域包括支援センターの職員募集を市報に掲載できるかどうかは、確認させていただきたいと思います。

部会長	主任ケアマネジャーの要件は、ケアマネジャーとして通算５年以上の従事が必要であるというところで、ケアマネジャーを確保していくことは大切だと思います。令和８年度の介護報酬改定において、ケアプランデータ連携システムを導入していることを介護職員等処遇改善加算に設ける上乗せの加算区分の要件とする話があります。まだ、それほど多くの事業所がケアプランデータ連携システムを導入していないので、市として導入にかかる支援ができれば、報酬が上がる居宅介護支援事業所が増え、ケアマネジャーの人員確保の一助になるかもしれません。様々な支援の方法が考えられると思いますので、そういった報酬要件をみる視点を持つておくとういと思います。
事務局	今回、計画期途中の介護報酬改定において業務体制への加算が出ていることは、非常によいことだと思っています。ケアプランデータ連携システムについては、居宅介護支援事業所のみならず、訪問介護事業所で導入していただくことで、初めて効果を発揮できる部分であると思います。そういったところも含めて、国には方向性や考え方を示していただくよう求めながら、市としての支援策について考えていきたいと思っています。
部会長	よろしくお願いします。その他、いかがでしょうか。 (委員からの発言なし) では、次の議題に移ります。 (2)「令和８年度 運営方針について」、事務局からお願いします。
事務局	(2)「令和８年度 運営方針について」を説明
部会長	委員の皆様から、ご意見・ご質問がございましたらお願いします。
委員	昨年度の運営方針の資料と併せて拝見しました。まとめ方がすっきりとされて、重点分野がよくわかるようになりました。この一年、利用者側として、地域包括支援センターの業務を非常に身近に感じたため、もっと地域包括支援センターが広く知られるとういと感じています。先ほど市報の話をさせていただきましたが、昨年９月に市報で認知症の特集が掲載されており、非常にわかりやすかったです。９月は敬老月間、認知症月間であることから、毎年９月は高齢者に関することを特集し、その中で、地域に密着した機関である、地域包括支援センターがどういったことをしているのかを紹介できれば、市報という媒体を通じて広く市民に知っていただくことができ、非常に効果的ではないかと思いました。掲載内容は事前に検討されると思いますが、今

	年の9月の市報においても、今後、超高齢化社会になっていく中での地域包括支援センターの役割を紹介し、より広く市民に知っていただくことができればよいと思います。そういった取り組みについても運営方針に盛り込んでいただければと思います。
事務局	昨年9月の市報において、認知症に関する内容を掲載させていただき、反響を受けて、事務局としても喜ばしく感じているところです。掲載には、順番や枠取り等の事情もあり、適切なタイミングで掲載できるかどうかはわかりませんが、担当課としては、委員がおっしゃったように、できれば今年の9月の市報でも、高齢者に関する何かしらの啓発ができればと考えているところです。 一方、地域包括支援センターにつきましては、介護保険だよりやシニア元気アップパンフレット、もの忘れあんしんガイドといったさまざまな冊子に掲載していただいております。また第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（生き生き!!あま咲きプラン）の限られた紙面の中でも地域包括支援センターの窓口を掲載しており、できる限り、地域包括支援センターが身近な場所にあることを周知していきたいと心がけております。委員のご指摘のとおり、今後も工夫しながら進めていきたいと考えております。
部会長	紙媒体と併せて、ホームページや動画等、時代に合った多様なメディアを用いて周知していくと、さまざまな世代に周知が進むと思いますので、よろしくお願いします。
委員	重点取組における「改訂予定の高齢者虐待対応マニュアルと新規作成するリーフレットを踏まえた普及啓発」について、今までもマニュアルやリーフレットはあったのだらうと思っていました。嬉しいことなので、異論を唱えるつもりはありませんが、詳しい説明をいただきたいです。 もう1点は、細かな話ですが、「4 認知症施策の推進、医療・介護連携の推進」における、取組事項として、「認知症予防（早期発見・早期対応）」と記載されていますが、この記述は正しいのか、というところです。認知症予防というと、介護予防や食事、口腔ケアといったことが考えられると思います。そのため、括弧書きで早期発見・早期対応と記載されることに違和感があり、別枠で記載していただいたほうがよいかと思いました。後半の資料でも同様の表記になっているので、ただの個人的違和感なのか、その辺りが気になりました。
部会長	委員の2点目の質問は、認知症予防とは早期発見・早期対応だけではなく、例えば

	認知症になられた方の重度化を防ぐことも認知症予防の一部であるというところで、認知症予防というものをもう少し広い概念で捉え、早期発見・早期対応だけではないというご指摘で合っていますか。
委員	認知症予防（早期発見・早期対応）と記載すると、1つの言葉として成立します。はっきり言うと、認知症は予防できるものか、という話もあります。一般的に認知症予防というと、介護予防や社会参加などさまざまな意味合いがあります。当然、重度化予防も含まれます。この表記では、認知症予防とは何を指すのかが少し曖昧です。もう少し整理して書いていただいたほうがよいかという気がします。
事務局	1つ目の高齢者虐待対応マニュアルにつきまして、本市では令和元年にマニュアルを発行していますが、その後、令和3年の介護保険法の改正や、令和6年度の介護報酬改定を踏まえ、国ではこの間に二度、高齢者虐待対応マニュアルを改訂しております。国のマニュアルの改訂内容としては、個人情報取り扱いの方針や、面会制限を行う際の手続き等です。これらの改訂内容を必ず反映させることと、現場として対応に苦慮するセルフネグレクトに重点を置き、改正作業を進めているところです。本来であれば本日の部会で新しいマニュアルをお示ししたかったのですが、作業に遅れが出ており、できるだけ早く、改訂作業を終えたいと思っております。リーフレットは、前回の部会にて委員より、虐待に関する啓発チラシを作成してはどうかのご意見をいただき、1、2枚でマニュアルの概要版のようなものを作成したいと思っております。リーフレットの作成には未着手ですが、イメージを持ちつつ、マニュアル改訂作業を含めて、完成に向けて進めてまいりたいと思います。 2点目の認知症予防（早期発見・早期対応）の表記につきましては、事務局として深く考えて作成したものではなく、委員のご指摘のとおり、見落としに近いと思います。ご意見を踏まえ、括弧内の表記を消す、末尾に「等」と記載するといったことやそれ以外の方法も含め、誤解を生まず、よりわかりやすくなるよう、表記の見直しを検討したいと思います。
委員	ありがとうございます。リーフレットは、わかりやすく、市民に届くようなリーフレットを意識していただけたらと思います。専門職に対しては皆さんが伝える努力をかなりしてくださっていると思います。ただ、高齢者虐待防止法が成立して随分経ちますが、今一度、周知していないといけないと思います。地域包括支援センターが

	関わる養護者による虐待の件数は、緩やかではありますが増加しています。また、介護施設従事者等による虐待についてもリーフレットにぜひ掲載してほしいです。この2点もご検討のうえ、早期に作成し、広めていただきたいと思います。よろしくお願いします。
事務局	委員がおっしゃるように、認知症予防というと幅広く、例えばお口の健康や日々の介護予防活動といった、基本施策である介護予防活動や社会参加に関する取り組みも含まれると思います。この項目では、第9期高齢者保健福祉計画に掲げる主な取組の方向性を記載しており、「早期発見・早期対応」という記載は、介護予防に関する取組以外で行政が進めていく事項を記載しているものです。現在はこういった整理をしておりますが、来年度は第10期高齢者保健福祉計画の策定に入っていきますので、その際には改めて議論させていただきたいと思います。
部会長	その他、いかがでしょうか。 (委員からの発言なし) 地域包括支援センター運営方針に、重点取組として、「・地域ケア会議の運用見直しを踏まえた、課題抽出・分析・実施・フィードバック」と記載されていますが、地域ケア代表者会議については、市が関わる部分も大きいと思います。ここでいうフィードバックについて、市の考え方や関わり方を教えていただけますでしょうか。
事務局	この度、地域ケア会議につきましては、課題共有会議と代表者会議のそれぞれの機能を明確にし、各会議で協議した内容が各会議に相互に流れていくような運用を改めて意識付けました。また、これまでは各会議の振り返りがきちんとできていなかったため、今後は振り返りを行っていきたいと考えています。議論の内容については、包括支援担当が主体となり協議を進めていき、市として関与しながら、市全体で考えるような課題に対しても協議を進めていきたいと考えております。
部会長	ありがとうございます。引き続き、関与しながら地域ケア会議を進めていただければと思います。 その他、いかがでしょうか。 (委員からの発言なし) では、次の議題に移ります。 (3)「令和8年度 研修計画について」、事務局からお願いします。

事務局	(3)「令和8年度 研修計画について」を説明
部会長	それでは、委員の皆様からご意見・ご質問がございましたらお願いします。
委員	関係機関との共同研修として、昨年度も生活保護担当課との研修会が開催されてい ました。今年は南北保健福祉センター・救急課との交流会という形で記載されていま すが、経過を教えていただきたいです。また、南北保健福祉センターとの交流会であ れば、実施主体が生活保護担当課という表記は少し違うのではないのでしょうか。
事務局	生活保護担当課との研修は毎年開催しているもので、昨年度までは地域包括支援セ ンターと生活保護担当課のケースワーカー、査察指導員のみが参加していましたが、 今年度より南北保健福祉センターの他課の職員も参加する形をとっており、引き続 き、研修計画の主体は生活保護担当課と包括支援担当が担っています。南北保健福祉 センターには、生活保護担当課、障害者支援課、福祉相談支援課、地域保健課といっ た課が設置されており、今までは2つの機関で実施していたものが南北保健福祉セン ター全体と実施するという形で、規模が大きくなったと捉えていただければと思いま す。
委員	わかりました。ありがとうございました。
事務局	補足ですが、今年度は小田地区の協議会で実施しているシチュエーションゲーム (事故や怪我等の状況が起こったときの対応案を検討する)を応用し、複合的な課題 を抱えた世帯に対して各支援機関でどのような取組ができるかというテーマで、地域 包括支援センターと南北保健福祉センター各課でグループワークを実施しました。
部会長	その他、いかがでしょうか。
副部会長	南北保健福祉センターとの交流会を開催するのであれば、地域包括支援センターに は成年後見に関する相談もあると思いますので、救急課よりも尼崎市成年後見等支援 センターに参加していただくことが大事ではないでしょうか。
事務局	生活保護担当課との研修企画にあたっては、包括支援担当と生活保護担当課で協議 しながら毎年内容を検討しておりますので、委員のご意見を参考にさせていただき、 次回の研修を企画させていただければと思います。 救急課の参加につきましては、実務において連携の機会が多く、救急課からも、地 域包括支援センターと連携したいとの強い要望があり、毎年研修の機会での交流を深め させていただいている状況です。

副部会長	救急課からは具体的にどういった要望があるのでしょうか。
事務局	例えば、救急搬送の事案において、地域包括支援センターがどう関わっているのか、こういったパターンにはどう対応すればよいか、といった相談があります。消防局としても高齢者への対応に課題意識を持っているというところで、ぜひ連携させていただきたいという要望があります。
副部会長	救急課は、地域包括支援センターと情報共有をしておきたいということでしょうか。
事務局	そうした事案が起きたときに備えて事前に連携協力体制を構築しておきたいということです。また、地域包括支援センター開設当初から、救急課になかなか地域包括支援センターを理解していただけないとの声が地域包括支援センターから挙がり、包括支援担当が主体となり、救急課との研修会を開催しているという経緯があります。現在は地域包括支援センターが主体となり救急課との研修会等を開催していますが、引き続き、地域包括支援センターを知っていただくために、現在も研修会に参加していただいています。
部会長	その他、いかがでしょうか。 (委員からの発言なし) 先ほど成年後見制度の話がありましたが、身寄りのない高齢者等に関する研修も今後は必要になってくるかと思います。その時々に必要なテーマを研修に組み込んでいく柔軟さが大切になってくるかと思うので、今後、研修計画を立てる上ではそういった視点を持っていただければと思います。
事務局	身寄りのない高齢者等への対応につきましては、次期の地域福祉計画の中でも、市としての対応を考えていきたいと思っております。今後、こういった形で制度周知を行っていくかを考えなければならないと思います。今でも「6. 多職種との連携研修」、「7. あまつなぎとの共催研修」では、時宜にかなったテーマで研修を開催していただいております。引き続き、これらの研修の機会も活用しながら進めていきたいと考えております。
部会長	よろしくお願いします。その他、いかがでしょうか。 (委員からの発言なし) では、次の議題に移ります。

	(4)「令和8年度 契約事務（業務委託契約書・仕様書・実施要綱等）について」、事務局からお願いします。
事務局	(4)「令和8年度 契約事務（業務委託契約書・仕様書・実施要綱等）について」を説明
部会長	資料5の87ページに重点目標の記載がありますが、これは各地域包括支援センターが考えるのでしょうか。もしくは、資料3の重点取組に基づいて目標を立てるのでしょうか。
事務局	87ページの重点目標の欄は、各地域包括支援センターでどれが重点目標かを考え、重点目標であれば空欄に「有」と記載していただくものです。その上で、重点目標の詳細を89ページに記載して提出いただくものです。
部会長	各地域包括支援センターが重点目標を設定し、その内容を89ページの地域包括支援センター事業計画や重点目標の進捗管理票に書き込んでいくということによろしいですか。
事務局	地域包括支援センター事業計画や重点目標の進捗管理票につきましては、地域包括支援センターの運営評価にて、「センターの事業計画の重点目標に基づいて達成状況を分析し、必要な業務改善を行っているか」という項目に対応するため、新たに追加させていただいたものです。課題は各地域包括支援センターによって異なると思いますので、市で設定させていただいた重点取組と各地域包括支援センターで考える課題とを見比べていただき、必要に応じて重点取組を設定し、PDCAを回していきたいと考えております。
部会長	地域包括支援センター事業計画や重点目標の進捗管理票は、評価項目に対応するため今年度から新たに開始したものであり、次年度で2回目ということですか。
事務局	地域包括支援センター事業計画や重点目標の進捗管理票は今年度から導入していますが、落とし込みが不十分な面があり、令和8年度からしっかり活用していきたいと考え、強調して周知させていただいております。
部会長	まだ始まったばかりということで、場合によっては見直しを行っていく可能性もあるという位置付けでよろしいですか。
事務局	内容につきましては、取組を進めていながら最適な方法を最終的に決定したいと考えております。国の動向も見ながら、柔軟な対応をしていきたいと思っております。

部会長	わかりました。実際に運用していく中で、より効果的かつ効率的な様式を考えていく必要があると思います。柔軟な対応や見直しを引き続き検討していただければと思います。 その他、いかがでしょうか。 (委員からの発言なし) 事務局から口頭で説明がありましたが、57 ページの窓口の利用時間について、従前は「午後5時30分まで」であったところが、「午後5時まで」と変更されています。 その他、いかがでしょうか。 (委員からの発言なし) 現在、地域包括支援センターでは、利用時間の変更にあたり、利用者と再び契約を結び、重要事項説明書の内容を説明されていると思います。基本的には令和8年3月末までに、全ての利用者と再契約を取り交わさないといけないというところで、かなり大きな負担になっていると思います。日常業務やそれ以外の業務も大変な中でこういった業務も加わり本当に大変かと思いますが、よろしくお願いいたします。 その他、いかがでしょうか。 (委員からの発言なし) では次の議題に進みたいと思います。 (5)「地域包括支援センター運営評価について」、事務局からお願いします。
事務局	(5)「地域包括支援センター運営評価について」を説明
部会長	地域包括支援センターの運営評価として、令和6年度は平均95.14%と非常に高い達成率であり、そのうち2つの項目は未実施でしたが、次回からは評価していくということですね。それでは、委員の皆様から、ご意見・ご質問がございましたらお願いします。 (委員からの発言なし) 尼崎市自己評価チェックリストの14ページにおいて、上から3つの項目（介護予防計画の検証方法について）の自己評価が「2（できていない）」と記載されています。この3つの項目について、市として今後どのような改善策を考えているか教えていただけますでしょうか。
事務局	介護予防サービス計画の検証方法につきましては、今まさに検討している最中であ

	り、この場でお示しすることはできませんが、できるだけ早く、対応案については考えていきたいと思います。申し訳ありません。
部会長	対応案の検討をよろしく願います。項目を確認していくと、質を高めるためには何が必要か見えてくるところがあります。先ほどの議題でも挙げた地域包括支援センターのPDCAを回していくことで、地域包括支援センターの負担が増えることとなりますが、それによってさらに質の向上に繋がるといった効果もあるかと思えます。その辺りも含めて、ご理解いただければと思います。 その他、いかがでしょうか。
委員	この議題に限りませんが、本日の資料を拝見し、話を聞く中で、改めて地域包括支援センターには、沢山の多岐に渡る業務があると改めて実感しました。冒頭の議題で、ケアマネジャーの処遇改善等、ケアマネジャーの支援を求める意見をいただき、本当にありがたいと思っています。普段のケアマネジャー業務の中で、地域包括支援センターとは、連携することや情報提供を受けること、要介護認定を受けている利用者に関する会議に出席して一緒に支援してもらうこと等が多々あります。ケアマネジャーにかかる3団体とは協議して業務の簡素化を進めていただいています。地域包括支援センターが沢山の業務を網羅しなければならないことは理解しますが、地域包括支援センターと市で検討する機会を定期的に設け、地域包括支援センターの業務の簡素化に向けた協議も進めていただければと思いました。
事務局	介護サービスの利用者も増える中で、現場の皆様には大変ご苦勞をおかけしております。チェックリストについては、項目の内容がかなり厳しく、事務局としてはもう少し簡素化してもよいのではないかと思う部分も厳しい評価が求められており、ジレンマを感じているのも事実です。そのため、現在のところ、介護予防支援の委託先を増やしていくことを意識しております。また、本部会でも毎回、負担軽減が必要との意見をいただいております、事務局としても負担軽減ができるよう意識をもって対応させていただきます。今後とも負担軽減と必要最低限の業務実施の両面からのバランスを見ながら取組を進めていきたいと思っています。
部会長	その他、いかがでしょうか。 (委員からの発言なし) では次の議題に移りたいと思います。

	(6)「その他協議事項」について、事務局からお願いします。
事務局	(6)「その他協議事項」を説明
部会長	それでは、委員の皆様から、ご意見・ご質問がございましたらお願いします。
副部会長	資料7のチラシは、どういう方法で配られているのですか。
事務局	例年6月頃に第1号被保険者へ送付する介護保険料の決定通知に同封させていただいています。
副部会長	地域包括支援センターに関することで困るのが、市民が、自分の住所地を管轄する地域包括支援センターがどこかがわからないということです。私も頻繁に市民に聞かれます。例えば南塚口町といっても、丁目によって管轄の地域包括支援センターが違い、更に番地によっても管轄の地域包括支援センターが異なる場合もあり、覚えられません。私が市民に聞かれたときは、介護保険事業担当が発行しているパンフレットを見ながら回答するようにしています。この資料7の裏面のような地図表記ではわからないです。例えば「あなたの担当は〇〇地域包括支援センターです」と印字された判子を作成し、市民への送付物に判子を押すなどをしていただければ、よくわかるようになるのではと思います。
事務局	資料5の7ページに、各地域包括支援センターの担当地域別に並べた表があり、表としては1枚で収まっていますが、情報量はボリュームがあります。今後とも、市民の皆様にわかりやすいように、事務局で考えていきたいと思っています。
副部会長	市民への送付物に判子を押すとよいのではないのでしょうか。表を掲載するとなると、スペースを取ると思います。
事務局	介護保険料決定通知書の送付時に、市民一人ひとりに管轄の地域包括支援センターを通知できるかという点、システム改修や標準化による影響、SEによる作業の必要性等、さまざまな検討事項があります。その中で、市民の皆様にとってわかりやすい形を考えさせていただきたいと思っています。すぐに実現できるかはわかりませんが、宿題として持ち帰らせていただきます。
副部会長	「地域包括支援センターに相談してください。」と市民に伝えると、大抵の方が自宅から距離が近い地域包括支援センターに行かれます。しかし、実際のところは、住所地からもっとも近い地域包括支援センター以外が管轄である場合も多いです。何とかならないかとずっと思っています。よく考え、工夫してみてください。

部会長	事務局でも、新しいテクノロジーも念頭に置きつつ、継続的にわかりやすい方法を考えていただければと思います。 その他、いかがでしょうか。 (委員からの発言なし) 本日の議題については以上となります。では、事務局から連絡事項等ありましたらお願いします。
事務局	次年度の運営部会の開催日程につきましては、現在調整中となっております。後日、事務局からの皆様にご連絡をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
部会長	以上をもちまして、令和7年度第3回地域包括支援センター運営部会を閉会したいと思います。 本日はどうもありがとうございました。